

穴粟市食育推進計画

平成21年3月

穴粟市

目 次

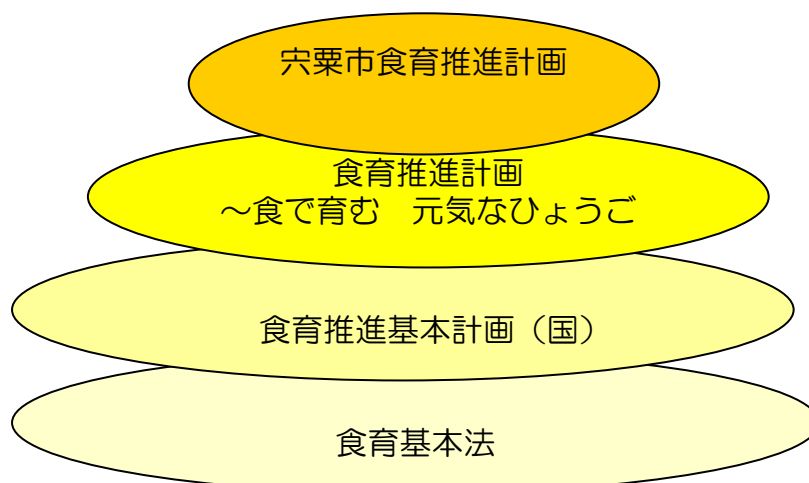
I	計画の趣旨	2
II	計画の位置づけ	2
III	計画の期間	3
IV	食育スローガンと基本理念	3~7
	① 食育スローガン	
	② 基本理念	
	③ 食育推進のための3つの基本目標	
	④ 施策体系一覧	
	⑤ 施策内容	
V	分野別計画	8~11
	① 食育推進体制の整備	
	② 家庭ですすめる食育	
	③ 地域ですすめる食育	
	④ 保育所における食育推進	
	⑤ 学校ですすめる食育	
	⑥ 農林業者ですすめる食育	
	⑦ 関連業者等ですすめる食育	
VI	健康しそそう21	12
	① 健康づくりの目標と具体的行動	
	② 栄養・食生活	
○	参考資料1	食育基本法の概要
○	参考資料2	「食育に関する意識調査」内閣府食育推進室

I 計画の趣旨

- ▶ 平成17年制定の食育基本法で、すべての人々が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすこと、そして子どもたちが豊かな人間性を育み生きる力を獲得するためには、何よりも「食」が重要と位置づけられています。
- ▶ しかし近年の社会情勢の急激な変化に伴い、不規則な食生活、生活習慣病の増加などに加え、「食」の安全上の問題や食情報の氾濫、食文化の危機など、人々の食生活にも、様々な問題が生じています。
- ▶ このような食をめぐる環境の変化の中で、人々が「食」について改めて意識を高め、心身の健康を増進する食生活を実践し、豊かな食文化の継承と発展を実現することを目的とし、家庭、学校、行政、地域等を中心に市民活動として、食育の推進に取り組めるよう「食育推進委員会」を設置し、宍粟市食育推進計画を策定しました。

II 計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、食育基本法第18条「市町村食育推進計画」の規定に基づく計画として位置づけ、平成19年3月策定の「食育推進計画～食で育む元気なひょうご～」を基本として策定しました。
- ◆ 平成18年3月策定の「健康しそう21」では、全ての住民に共通する健康づくりの課題の3つの柱の一つとして、栄養・食生活を位置づけています。
- ◆ この計画は、宍粟市の食育推進の基本的な考え方を示すとともに、市民が積極的に楽しく実現するための指針として位置づけます。



Ⅲ 計画の期間

- ▶ 食育推進の効果は緩やかに波及していくものと考えられ、継続した取り組みが必要なため、計画の期間は 2009 年度から 2019 年度までの 10 年間の長期計画とします。また評価は 2014 年度を目途に中間評価を行うとともに、2019 年度に最終評価を行い、その評価をその後の計画に反映させます。
- ▶ なお、計画の住民への浸透の度合いを計り、計画の透明性を確保するため、計画の変更が必要となった場合には、食育推進委員会で検討し、積極的な見直しを行います。

Ⅳ 食育スローガンと基本理念

1. 食育スローガン

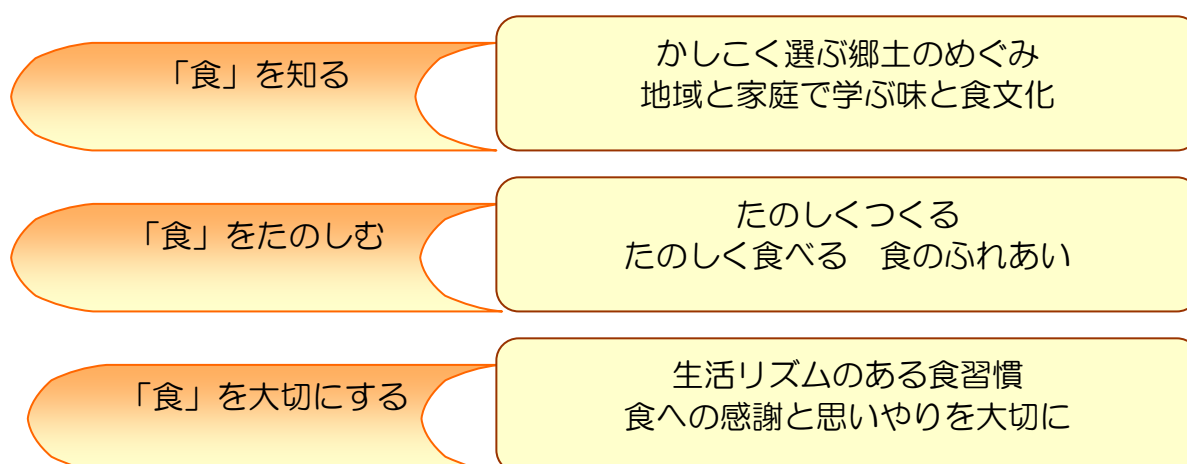
「美味しそう！穴粟のめぐみ 食べようでえ！」

2. 基本理念

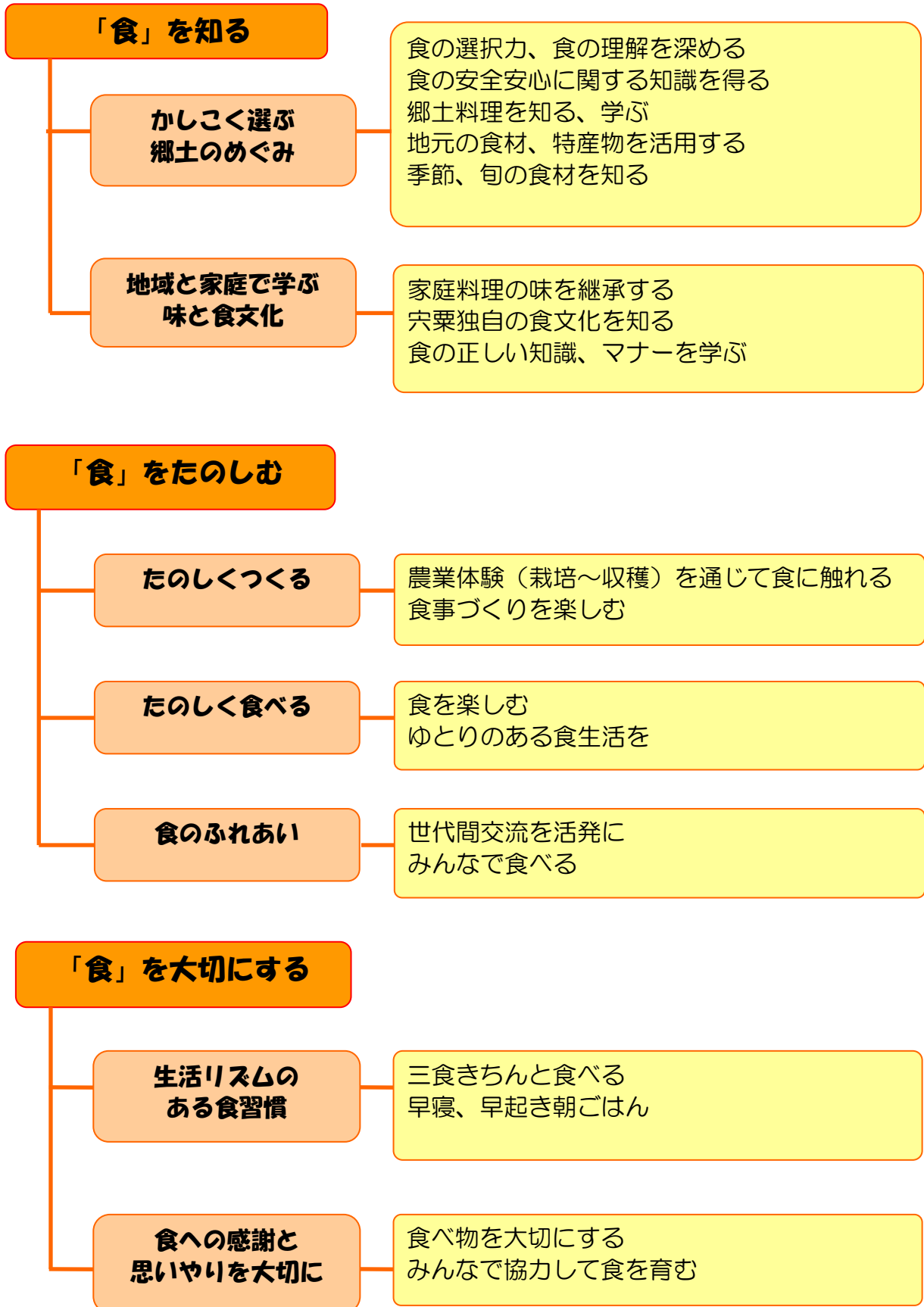
「食育」は生きる上の基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。穴粟市では、すべての市民が「食」を通じて、心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせるよう、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、行政、地域などあらゆる機関が相互に連携し協働で食育を推進します。

3. 食育推進のための3つの基本目標

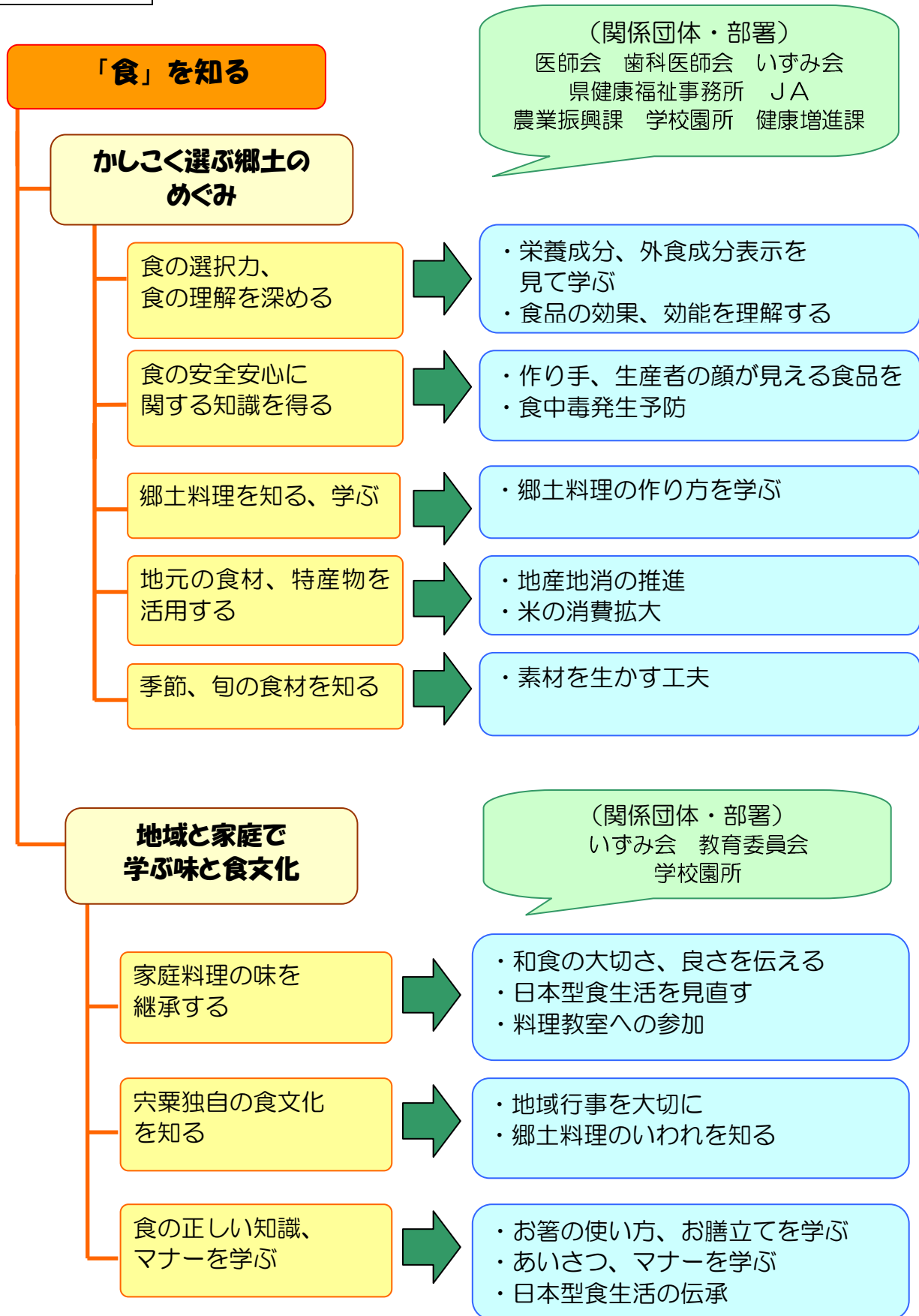
穴粟市では、「食育スローガン」と「基本理念」に基づき、以下の3つの基本目標を食育推進計画の柱に位置づけました。

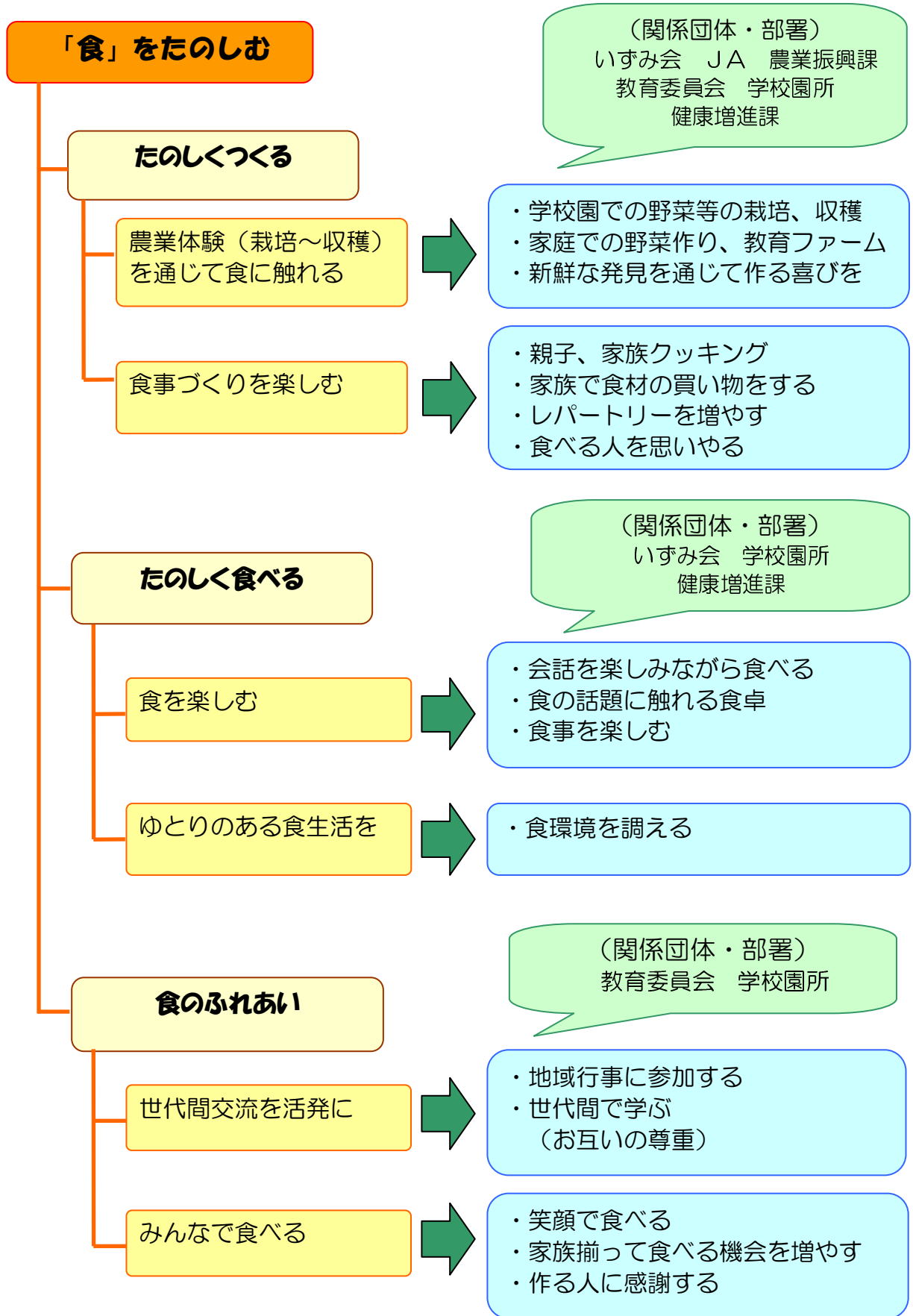


4. 施策体系一覧



5. 施策内容





「食」を大切にする

生活リズムのある食習慣

三食きちんと食べる



- ・孤食、欠食を作らない
- ・間食の量、時間を決める
- ・食べ過ぎない、適量を知る

早寝、早起き朝ごはん



- ・朝ごはんを毎日しっかりと食べる
- ・見直そうごはん食
- ・食事バランスガイドの活用

(関係団体・部署)
医師会 歯科医師会 いずみ会
JA 農業振興課 教育委員会
学校園所 健康増進課

食への感謝と 思いやいを大切に

食べ物を大切にする



- ・食材を無駄にしない
- ・食べ物を粗末にしない
- ・食べ残しをしない
- ・エコクッキング
- ・自然環境に配慮する

みんなで協力して食を
育む



- ・食育推進委員会の開催
- ・食育担当者の連携確保

(関係団体・部署)
いずみ会 JA 農業振興課
教育委員会 学校園所

V 分野別計画

1. 食育推進体制の整備

「食」は私たちの生活に欠かせないものです。「食」選択については、個人の選択に委ねられる部分が多いですが、食育を市民運動のひとつとしてとらえ、進めていくには連携が必要です。

宍粟市は、食育推進の基本計画の策定や推進体制の整備をはじめ、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、行政、地域、その他関係機関・団体等と協働して、食育を推進するための施策実施などの役割を担っていきます。

(1) 食育推進委員会での連携確保

食に関する様々な問題については、従来から各部署、各団体で取り組みが行われていました。

それぞれの取り組みを集約して、市民一体となった取り組みを進めていくため、食育推進委員会は情報交換と連携の確保を図り、広く市民の意見を施策に反映させる場とし、市民運動としての食育を推進します。

(2) 食育担当者間のネットワークづくり

食育を地域と市民の運動として推進するため、地域の食育の架け橋となる人材の確保が必要です。ボランティア団体や地域関係団体機関などのネットワークを構築し、いろいろな方面から食の知識を得る体制を整備していきます。

2. 家庭ですすめる食育

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎となるものであり、子どもの頃に適切な食習慣を身につけることが必要です。

子どもの成長に合わせて、切れ目のない食育を推進し、食への関心を深め、食を大切にし、日々の食生活に必要な知識と判断力を習得するため、家庭での食育の重要性について理解を深めていきます。

(1) 望ましい食習慣、食環境の整備

子どもの発育、発達過程においては、心身の健康状態を確保することが基本です。朝食をとることや、早寝早起きを実践することは基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させます。食に関する情報の正しい理解、自分に適した食物選択の方法を実践できる力を養うことも大切です。

(2) 家庭料理の継承と楽しい食事づくり

子どもたちは食事作りの作業に参加することで、自立した食を営む力を身につけることができるようになります。食事づくりをしながら、また、食事をとりながら会話を交わすことで、食に関する関心を持ち、食事マナーを身につけていきます。

3. 地域ですすめる食育

健康でいきいきと暮らしていくためには、人生の各段階に応じて一貫した食育を継続して進めていくことが必要です。よりよい食環境の整備を目指し、家庭での食を見直し、健全な食生活をサポートするため、地域ぐるみでの食生活改善への取り組みが必要です。

(1) 食生活改善推進員、地域ボランティアによる活動

市民に食育を進め、適切に浸透させていくためには、市民の生活に密着した活動を行っている食生活改善推進員や、地域ボランティアの役割が重要です。食生活改善推進員をはじめとしたボランティア団体は、親子の食育教室や、男性料理教室、高齢者大学料理講座、高齢者への食事サービスなど様々な活動を展開しています。今後も正しい食生活の普及啓発と健康づくり活動を推進します。

(2) 食文化、郷土料理の継承

日本は四季折々の様々な食材に恵まれ、地域の伝統的な行事と作法と結びついた食文化が形成されています。しかし食の外部化がすすみ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」や、地域で継承されてきた特色ある食文化が失われつつあります。地域の郷土料理や伝統料理の紹介や調理体験を盛り込み、市民が「食」に触れる機会を提供します。

4. 保育所(園)における食育推進

乳幼児期の大半を過ごす保育所(園)では、生活リズムを身につける中で「食」は重要な位置づけになります。子どもたちが食の大切さや楽しみを実感することによって家庭での良い波及効果が期待できます。そのために地域や家庭と連携をとって取り組みを行っていくことが必要です。

(1) 地場産食材を給食に活用

保育所(園)における給食では、地場産物や所(園)で収穫できた収穫物を活用した献立にしています。

(2) 五感を生かした食育体験

乳幼児期に五感(見る・聞く・嗅ぐ・味わう・触れる)で感じる「食」体験を通じて、食の大切さ楽しみを実感し成長できるよう、また食を営む力をつけることを目的としています。

(3) 食と農とのふれあい体験

農作物の栽培、収穫を通じて地域とふれあう機会を得て収穫の喜びを共有します。

5. 学校ですすめる食育

子どもたちが豊かな人間性を育むために、教科指導及び総合学習、特別活動等の授業を行い、学校給食を生きた教材として、子どもたちに「食」を伝える担い手としての意識をもたせ、「生きる力」を身につける食育指導を行っています。各学校に配置している食育担当者間で連携をとり、校内食育推進・指導体制の強化を図ります。

(1) 「生きた教材」として給食を活用

給食運営は、学校給食法に基づいて行われています。継続的に給食をとる体験は、栄養バランスのとれた献立に接し、望ましい食習慣の形成に役立っています。提供する食事そのものを「食育の教材」ととらえ、献立の構成、食環境の整備を行い、食文化を継承した献立を取り入れます。

また、市民に向けて、学校給食の歴史や各学校での食育の取り組み、給食センターの仕事等をPRするため、学校給食展を開催しています。

(2) 特色ある給食での取り組み

食の大切さや楽しみを実感し、食への興味を深めるため、様々な給食での取り組みを行っています。宍粟市産の旬の食材を利用した給食を実施し、地場産物利用率の向上を図ります。地産地消など食に対する意識を深めようという取り組みも行っています。

また、月に一度「ふるさと献立」や「食育の日」を実施し、地元の食材を使用した給食を提供し、地域の食文化を大切にしていきたいと考えています。

(3) 子どもから家庭への食育啓発

家庭や学校での健全な食習慣や食農体験をはじめ、様々な場面における適切な食生活の実践等を積極的に取り組むことによって、子どもの成長に合わせた食育を推進することが重要です。給食、保健だより等を通じて食に関する様々な情報を提供しています。

(4) 食と健康に関する体験学習

日々の給食指導をはじめとし総合的な学習の中で食と身体の間わりを学び、食が健康に及ぼす影響について知識を普及し、食生活全般に興味関心を持てるよう働きかけます。

(5) 栽培～収穫を通じた食農体験(教育ファーム)

自分で栽培した野菜や身近な食材を使って料理を作る体験を通じて、食物に愛着を持ち、大切さや興味・関心を持つよう取り組みます。

6. 農林業者ですすめる食育

食育の推進、特に食に対する感謝の気持ちを深めていく上で、食を生み出す場として農林業者に関する理解が重要です。生産者と消費者との「顔が見える」交流の促進を図ることが地域での食育を進める貴重な場となります。これらのために適切な取り組みを行う必要があります。

(1) 地産地消の推進

地産地消を推進するため、市内産農産物の利用拡大に向け、直売施設等の案内を充実し、関係者とのネットワークづくりや情報提供の強化の推進を行います。

(2) 食の安全安心への取り組み

食品の安全性に対する消費者の関心が高まる中、生産者の顔が見え、生産地が明らかで新鮮な農産物を安心して購入できるよう食の安全安心の確保に関する取り組み、推進等に関する情報の提供を行っていきます。

(3) 各種体験活動への支援

農産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めるための体験学習（教育ファーム等）について支援を行います。

7. 関連事業者等ですすめる食育

食形態の変化が進み、特に日々の食生活に占める外食や弁当等の割合が大きくなっている現状があります。地域の外食施設や企業等においての活動を実践しやすい食環境を整備していくことが重要です。

(1) 地場産物直売所の活用

市内農産物の利用拡大に向け、直売施設等の案内を充実し、消費拡大に努めます。

(2) 生産者の顔が見える食品提供

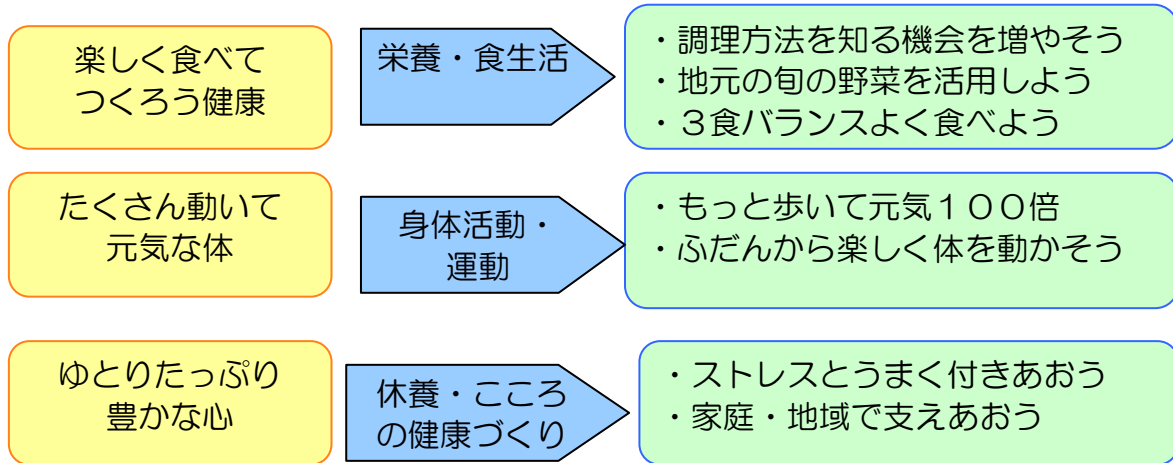
生産者の顔が見え、生産地が明らかで新鮮な農産物を安心して購入できるよう努めます。

(3) 食材の有効活用法を情報伝達

食材の有効活用について、生産者や事業者からの情報提供や消費者との交流等でニーズを知ることにより相互の情報伝達を図ります。

VI 健康しそそう21

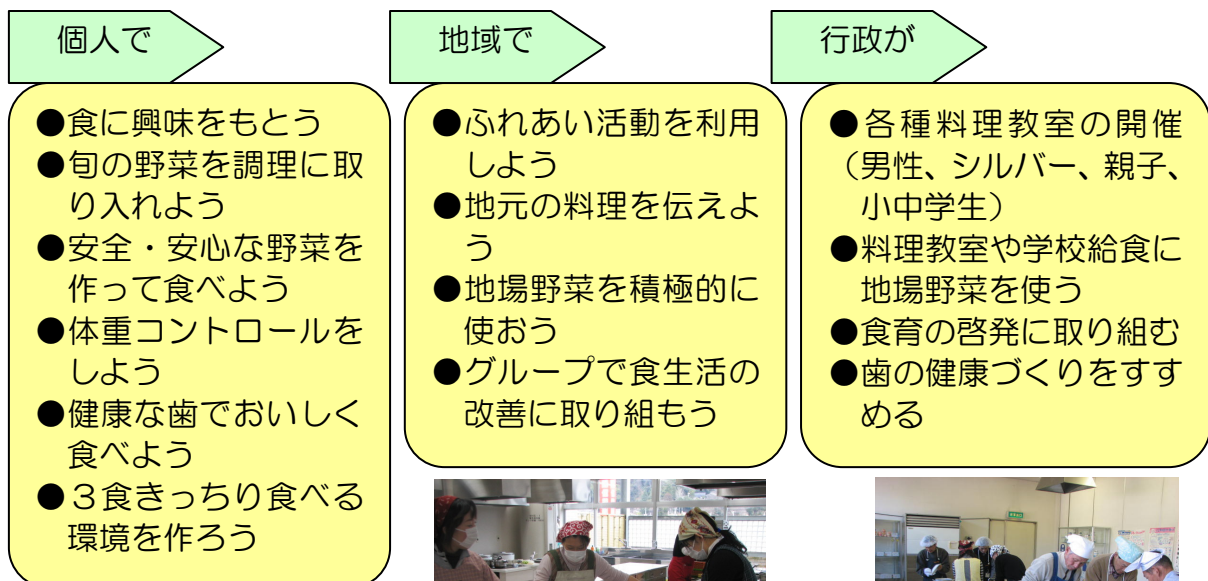
1. 健康づくりの目標と具体的行動



2. 健康しそそう21 栄養・食生活

楽しく食べてつくろう健康

調理方法を知る機会を増やそう
地元の旬の野菜を活用しよう
3食バランスよく食べよう



食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはくぐむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ② 食育の推進の目標に関する事項
 - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④ その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4. 基本的施策

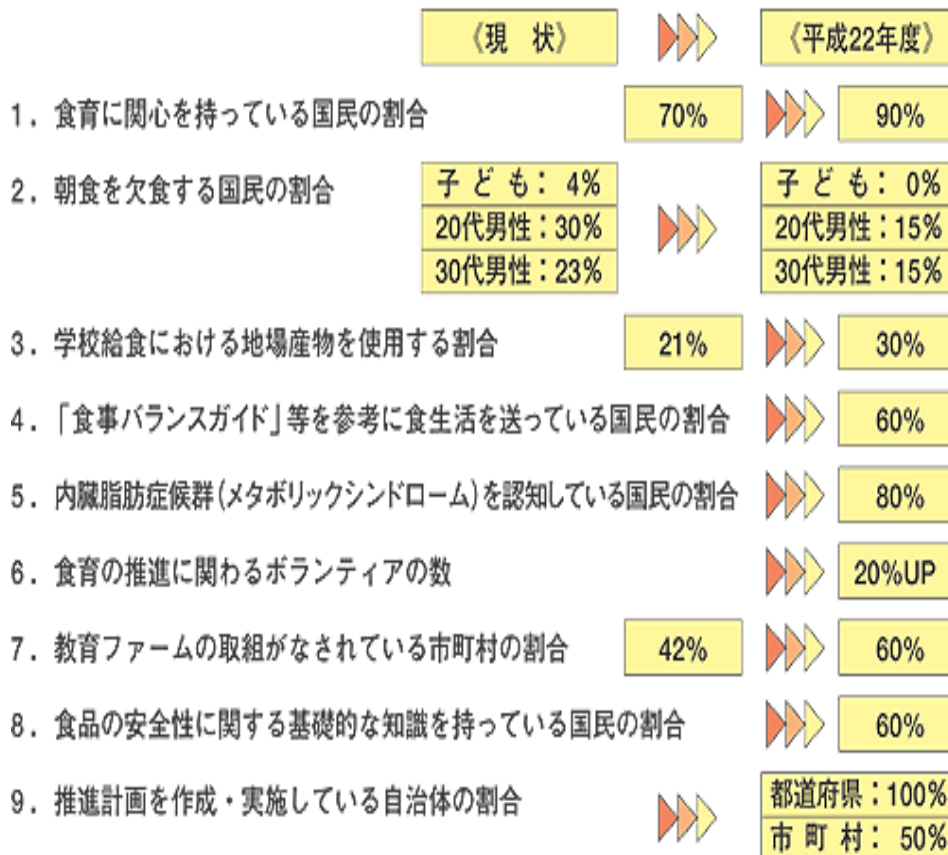
- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議

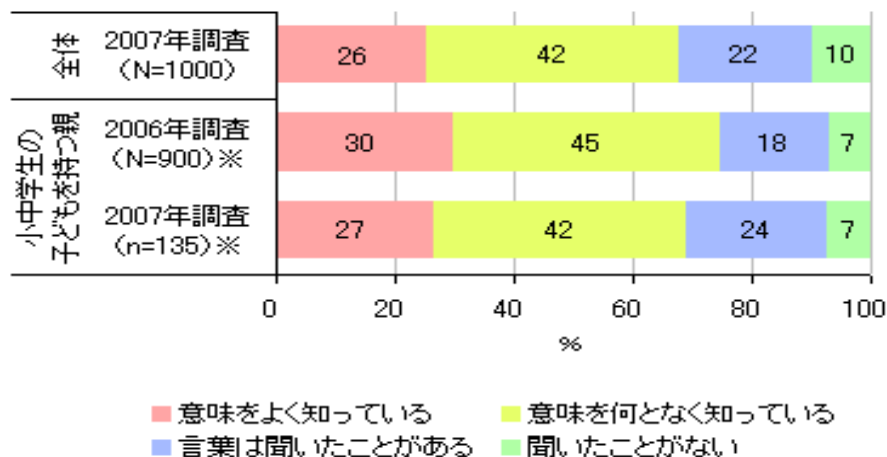
- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

「食育に関する意識調査」 内閣府食育推進室

食育の推進に当たっての目標値



食 育 に つ い て の 意 識 調 査



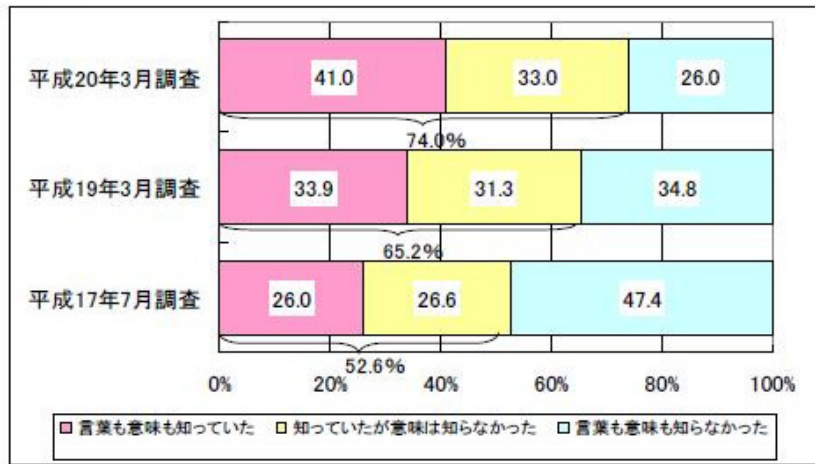
※小中学生の子どもと同居している人ベース

「食育に関する意識調査（平成20年3月実施）」の概要

1 食育に関する意識等について

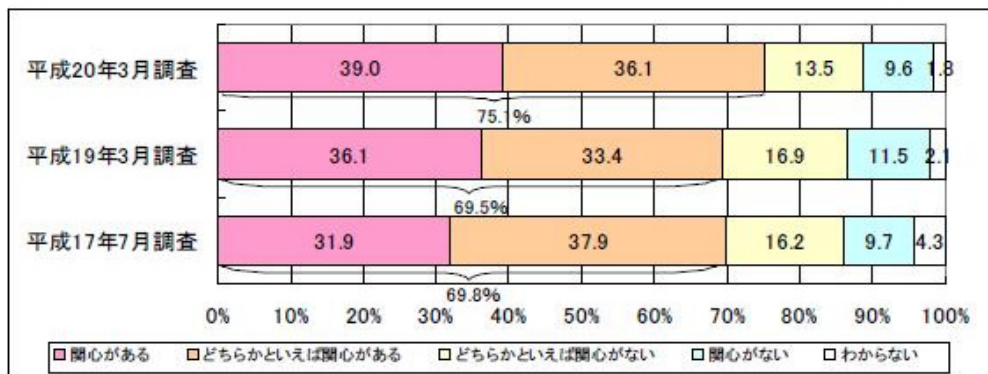
(1) 食育の周知度

食育の言葉を知っていた人の割合は、7割を超え、前回調査に比べ8.8ポイント増加。 [本文P4]



(2) 食育への関心度

食育に関心がある人の割合は、7割を超え、前回調査に比べ5.6ポイント増加。 [本文P6]



(参考) 食育推進基本計画 目標値(平成22年度)
食育に関心を持っている国民の割合 90%以上

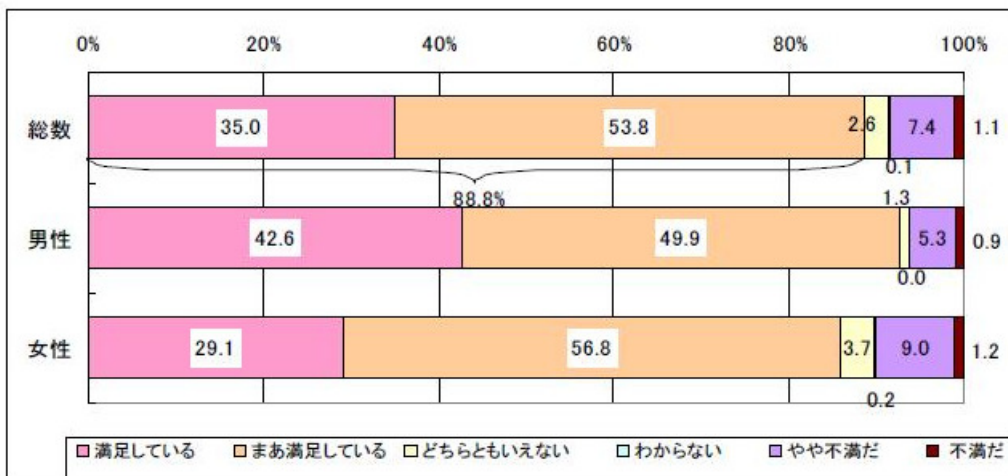
2 日頃の食生活について

(1) 現在の食生活に対する満足度

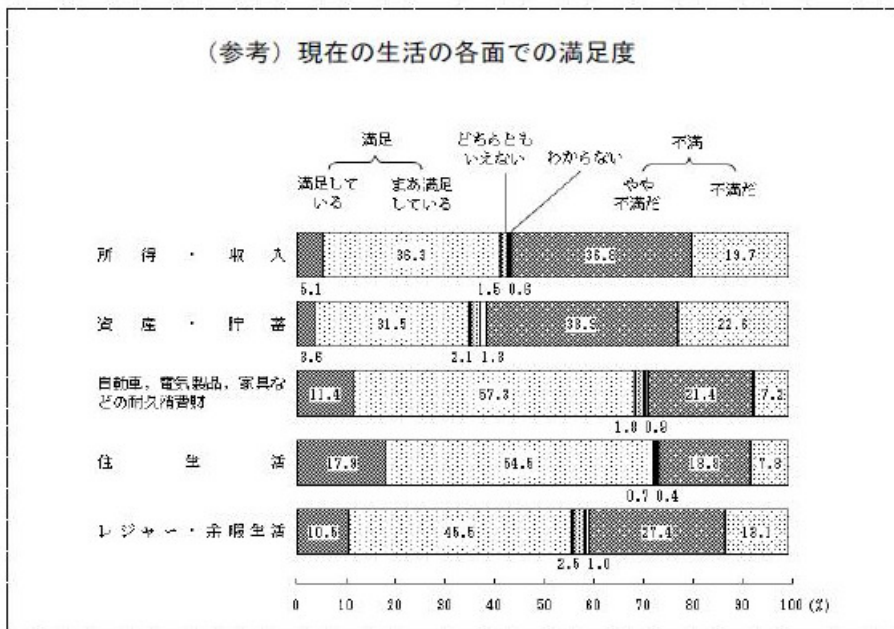
食生活に「満足している」と回答した人は3人に1人で、女性より男性で高い割合。 [本文P14]

また、「満足している」、「まあ満足している」人の割合は9割近くを占め、住生活など他の生活面での満足度に比べて高い割合。

現在の食生活に対する満足度（性別）



(参考) 現在の生活の各面での満足度



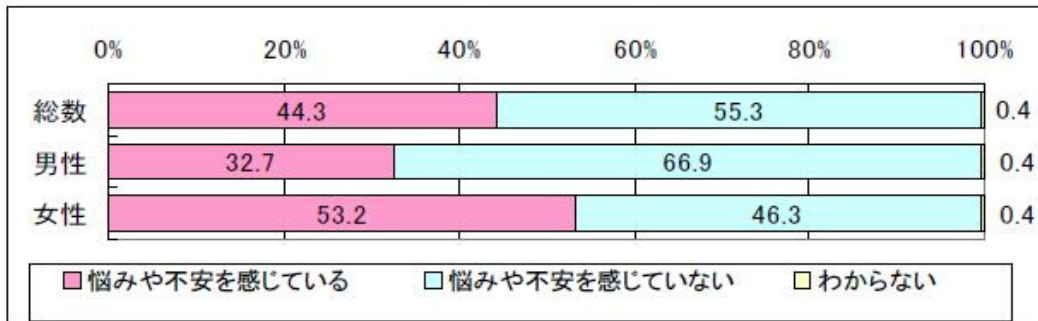
資料:内閣府「国民生活に関する世論調査(平成19年7月調査)」

(2) 食生活での悩みや不安

食生活に悩みや不安を感じている人は、男性では3人に1人、女性では2人に1人。 [本文P16]

また、その内容は、「食品の安全性 (81.0%)」、「家族の健康 (50.7%)」、「自分の健康 (46.4%)」の順。 [本文P18]

日頃の食生活での悩みや不安 (性別)



悩みや不安の内容

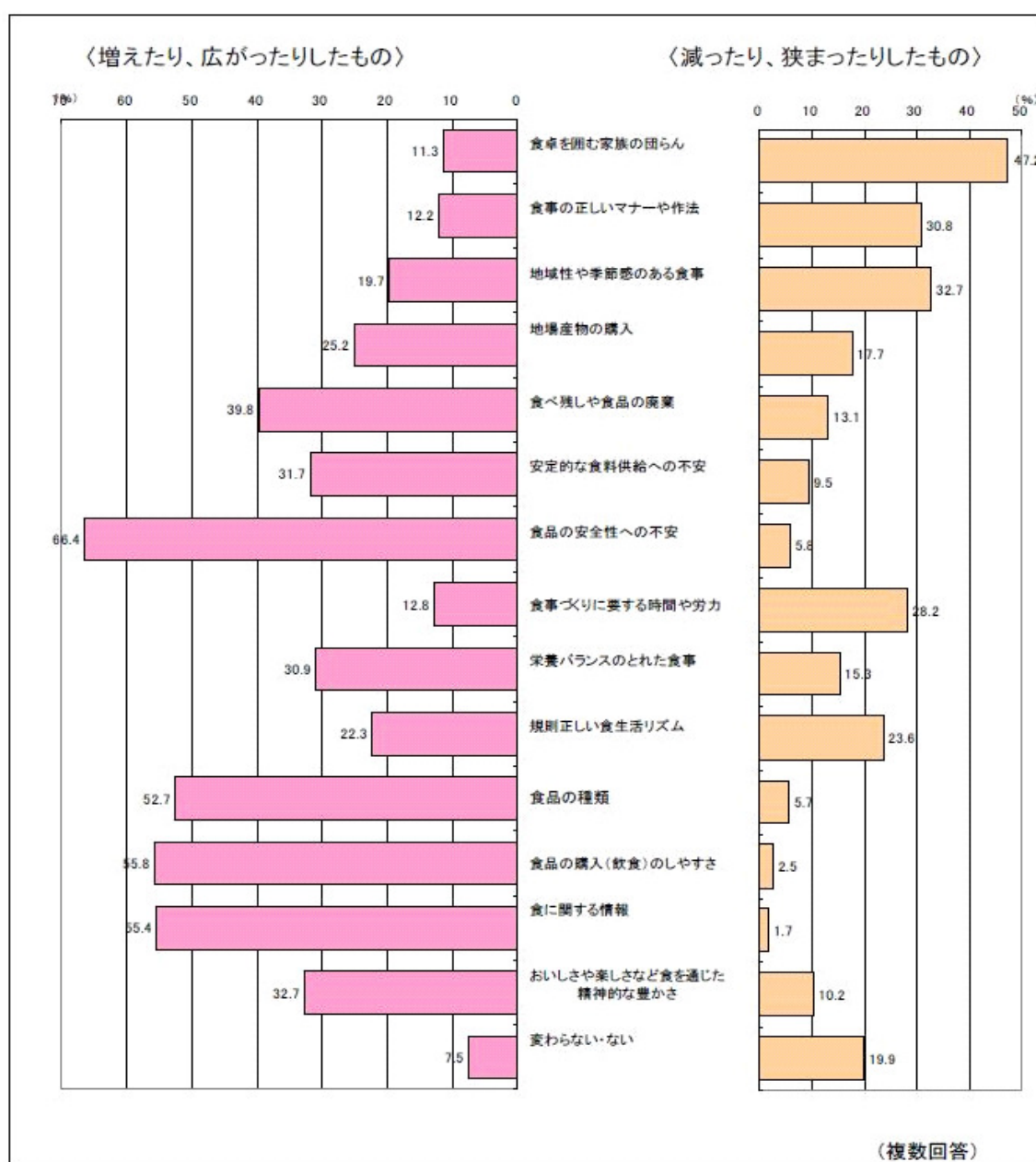


(複数回答)

(3) 食をめぐる状況の変化—子どもの頃と現在との変化—

食をめぐる状況について、子どもの頃と現在との変化で、“増えたり広がったりしたもの”は、「食品の安全性への不安(66.4%)」、「食品の購入(飲食)のしやすさ(55.8%)」、「食に関する情報(55.4%)」の順で、“減ったり、狭まったりしたもの”は、「食卓を囲む家族の団らん(47.2%)」、「地域性や季節感のある食事(32.7%)」、「食事の正しいマナーや作法(30.8%)」の順。
[本文P20、21]

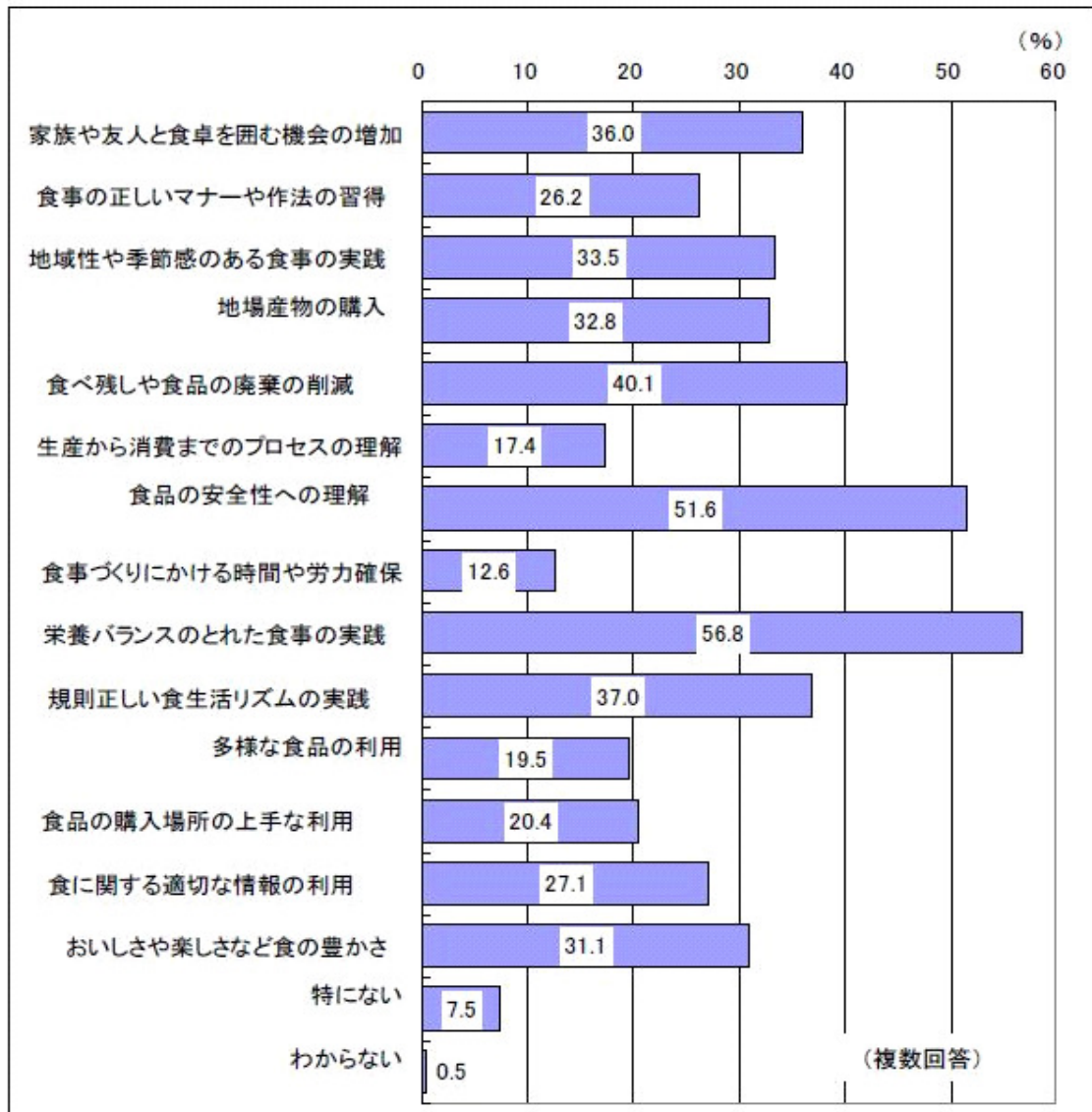
食をめぐる状況の変化—子どもの頃と現在との変化—



(4) 今後の食生活で特に力を入れたいこと

今後の食生活で特に力を入れたいこととしては、「栄養バランスのとれた食事の実践 (56.8%)」、「食品の安全性への理解(51.6%)」、「食べ残しや食品の廃棄の削減(40.1%)」の順。
 [本文P23]

今後の食生活で特に力を入れたいこと



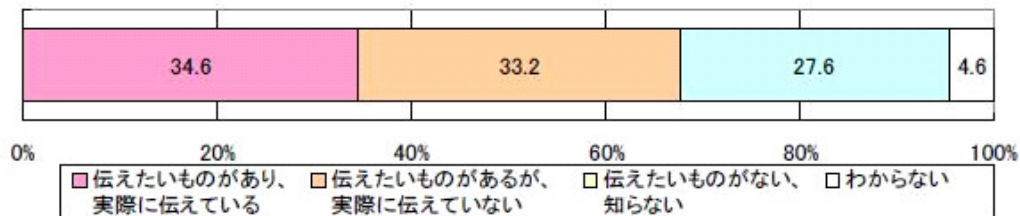
3 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味の伝承、居住地域への愛着について

(1) 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味の伝承

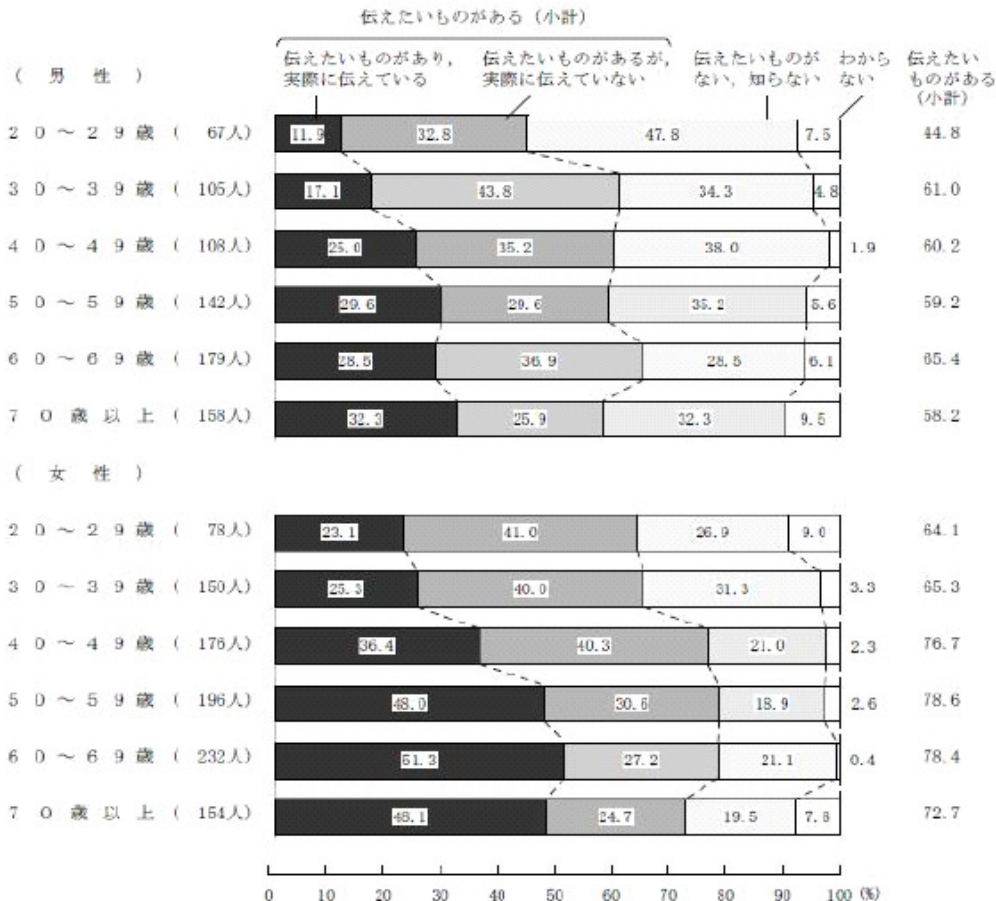
郷土料理や伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味で次世代に「伝えたいものがある」人は3人に2人、「実際に伝えている」人は3人に1人。

性・年齢別では、「伝えたいものがある」とする人は女性の40～60代で、「伝えたいものがない、知らない」と答えた人は男性の20代、40～50代で高い。 [本文P39]

地域や家庭で受け継がれてきた料理や味の伝承



〈性・年齢別 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味の伝承〉



宍粟市食育推進計画策定委員名簿

2009年3月現在

NO	部 門	所 属	氏 名	役 職
1	保健	宍粟市歯科医師会	林 滋	会長
2		宍粟市医師会	藤多 和彦	会長
3		龍野健康福祉事務所	有野 和枝	健康増進課長
4		龍野健康福祉事務所	藤田 志保	主査
5		宍粟市健康推進委員会	春名 巽	代表
6		宍粟市いずみ会	片牧 智恵子	会長
7	福祉	社会福祉課	鳥居 昭子	副課長兼児童福祉係長
8	農林	J A兵庫西	春名 利洋	しそウ宮農生活センター課長
9		J Aハリマ	雲田 清司	経済部次長
10		農業振興課	秋田 清治	課長
11		農業振興課	船曳 浩尉	係長
12	学校教育	山崎給食センター	前田 正明	所長
13		染河内小学校	大上 正文	校長
14		河東小学校	世良 光	栄養教諭
15		学校教育課	山本 千津子	副課長
16	事務局	健康増進課	山田 優	課長
17		健康増進課	広畑 元美	副課長
18		健康増進課	谷林 眞寿美	係長
19		健康増進課	小林 由美	主任栄養士
20		健康増進課	奥谷 香	臨時栄養士